



PCTの優先権をマスターする

WIPO PCTウェビナーシリーズ

Session 4

2021年11月10日 ライブ

毛利峰子
リーガルオフィサー
PCT法務・ユーザ関連部
世界知的所有権機関 (WIPO)

本日の内容

- 優先権の主張の基礎となる出願と優先権主張の申立方法
- 法的根拠
- 優先日
- 優先権の喪失
- 優先権主張の訂正及び追加の制度と期限
- 優先権の主張の関する公表
- 優先権書類の提出方法及び期限

クイズ



優先権の主張 (PCT 第8条、規則4.10)

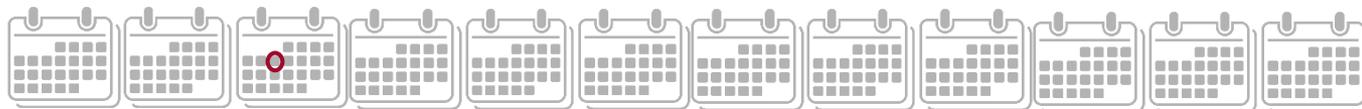
- 国際出願は、以下に該当する一つ又は二つ以上の先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる
 - パリ条約の締約国への国内出願、広域出願、国際出願
 - パリ条約の締約国ではないが、世界貿易機関(WTO)の加盟国への出願

優先権主張の記載 (規則4.10)

- 先の出願の日付
- 先の出願の番号
- 先の出願がされた国内官庁、広域官庁、PCT受理官庁

種類 * 国内	▼	国際事務局 (IB) への優先権書類の提出方法 * <input type="radio"/> 受理官庁に対して、優先権書類を作成して国際事務局 (IB) へ送付するよう請求する
先の出願国/官庁 *	▼	<input checked="" type="radio"/> 出願人が提出する <input type="radio"/> 優先権書類 [発行官庁認証謄本] の電子形式による写しを添付する <input type="radio"/> 国際事務局に対して、優先権書類を電子図書館 (DAS) から取得するよう請求する
出願日 *	📅	<input type="checkbox"/> 受理官庁に対して、この先の出願についての優先権の回復を請求する
出願番号		

優先権 (1) (パリ条約第4条)



優先権 (2)

(パリ条約第4条)

- 先行技術の目的において、
後の出願の効力発生日 = 最初の出願の出願日
- 後の出願は、優先権を主張した最初の出願と同一の主題
事項についてでなければならない
- 最初の出願に関する取下げ、放棄又は拒絶の処分は、優
先権の基礎としての機能を果たす資格を損なうものでは
ない
- 複数の出願に基づく優先権（複合優先）及び後の出願に
最初の出願に含まれない構成部分が含まれても、最初の
出願に含まれている構成部分についてのみ優先権（部分
優先）を主張することが可能

優先権 (2)

(パリ条約第4条)

- 先行技術の目的において、
後の出願の効力発生日 = 最初の出願の出願日
- 後の出願は、優先権を主張した最初の出願と同一の主題
事項についてでなければならない
- 複数の出願に基づく優先権（複合優先）及び後の出願に
最初の出願に含まれない構成部分が含まれても、最初の出
願に含まれている構成部分についてのみ優先権（部分
優先）を主張することが可能
- 最初の出願に関する取下げ、放棄又は拒絶の処分は、優
先権の基礎としての機能を果たす資格を損なうものでは
ない

期間の計算上の優先日 (PCT第2条(xi))

- 国際出願が一つの優先権の主張を伴う場合
→ その優先権の主張の基礎となる出願の日
- 国際出願が複数の優先権の主張を伴う場合
→ 優先権の主張の基礎となる出願のうち最先の出願の日
- 国際出願が優先権の主張を伴わない場合
→ その出願の国際出願日

優先権の喪失

- 出願人による優先権主張の取下げ
- 受理官庁又は国際事務局による、優先権主張が手続上行われなかったものとみなす宣言（「無効とみなす」）
- DO/EOによる決定：
 - 手続上の理由（例：優先権書類なし）
 - 実体的な理由（例：特許請求の範囲が同一でない、優先権なし）

受理官庁又は国際事務局による 訂正の求め (1)

■ 様式:

受理官庁: 様式 PCT/RO/110

国際事務局: 様式 PCT/IB/316

■ 次の場合に、訂正の求め (規則26の2.2(a)) が出される

優先権の主張が規則4.10に定める要件を満たしていない (記載事項の誤り又は欠落)

優先権主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない

国際出願の国際出願日が優先権期間の満了の日の後である

受理官庁又は国際事務局による 訂正の求め (2)

- 国際出願日が優先期間の満了の日の後であるが、優先期間の満了の日から2か月以内であるときは、受理官庁は、優先権の回復の請求可能性 (規則26の2.3) を出願人に知らせる
- 出願人が求めに応じて優先権主張の訂正を行わない場合には、その優先権主張は、PCT の手続き上、無効とみなされる (規則26の2.2(b))

受理官庁又は国際事務局による 訂正の求め (3)

- ただし、優先権主張は、次のいずれかの理由のみでは無効とはみなされない (規則26の2.2(c)):
 - 先の出願の番号の表示が欠落している;
 - 優先権主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない; 又は
 - 国際出願日が優先期間が満了した日より遅い日であって、当該満了の日から2か月の期間内

優先権主張の訂正又は追加 (規則26の2) 優先日の変更されない場合 (1)

■ 以下に該当する場合

- 優先権主張の出願日を変更しない訂正
- 既に出願に記載された最先の優先権主張よりも後の出願日を有する優先権主張を追加する場合
(例、二番目の優先権主張)
- 最先ではない優先権主張の出願日を訂正する場合

優先権主張の訂正又は追加 (規則26の2)

優先日の変更されない場合 (2)

■適用される期限:

国際出願日から4か月以内; 又は

優先日から16か月のうち

いずれか遅く満了する期間

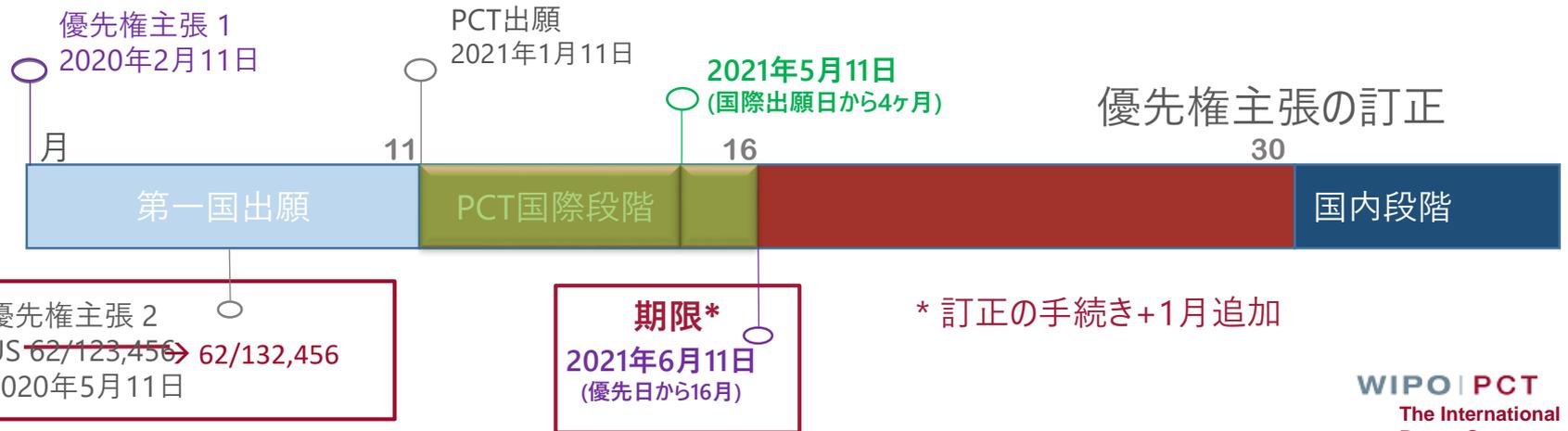
受理官庁又は国際事務局が優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、かつ、上記期間の満了の後、1か月以内に受理した優先権主張の訂正は、上記期間の満了の前に受理したものとみなす (規則26の2.2(b))

なお、この規定は優先権主張を遅れて追加する場合には適用されない

規則91: 優先日から26か月以内

優先権主張の訂正又は追加 (規則26の2)

優先日が変更されない場合 (3)



優先権主張の訂正又は追加 (規則26の2) 優先日が変更される場合 (1)

■ 以下に該当する場合

- 既に出願に記載されたどの優先権主張よりも先の出願日を有する優先権主張を追加する場合
- 最先の優先権主張の出願日を訂正する場合

優先権主張の訂正又は追加 (規則26の2)

優先日の変更される場合 (2)

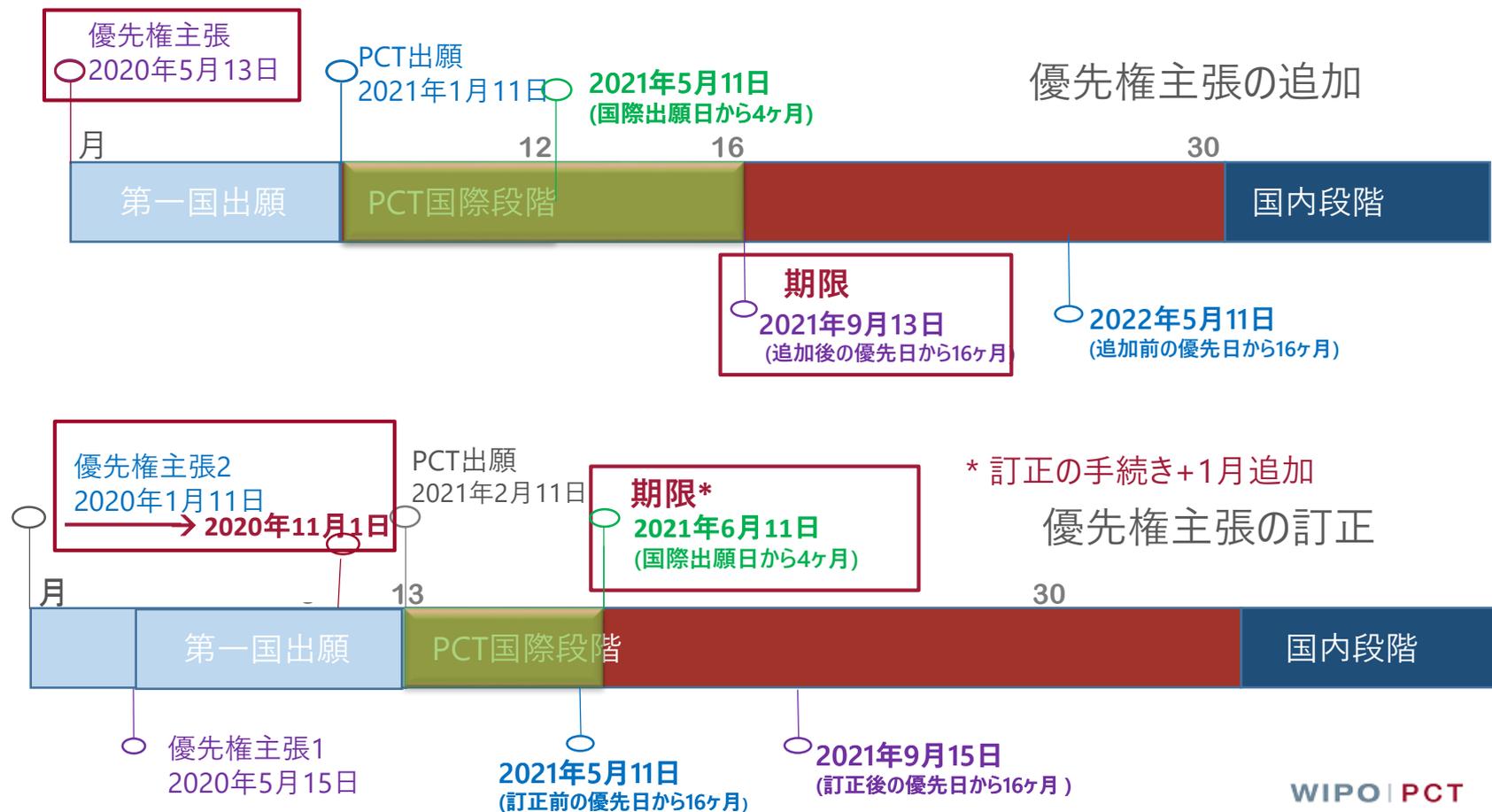
■ 適用される期限

- 国際出願日から4か月以内; 又は
- 次の期限が上記4か月よりも遅い場合には、次の期限のうち早く満了する期限:
 - 訂正又は追加前の優先日から16か月
 - 訂正又は追加後の優先日から16か月
- 受理官庁又は国際事務局が優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、かつ、上記期間の満了の後、1か月以内に受理した優先権主張の訂正は、上記期間の満了の前に受理したものとみなす (規則26の2.2(b))

なお、この規定は優先権主張を遅れて追加する場合には適用されない

優先権主張の訂正又は追加 (規則26の2)

優先日が変更される場合 (3)



PCT 期間計算システム

こちらのシステムでは、PCT出願における主要な期限を計算することができます。

- 主要な期限
- 優先権の主張の補充又は追加
- 請求の範囲の補正
- 国際予備審査請求
- 補充国際調査
- 取下げ
- 記録の変更
- その他

優先権の主張の補充又は追加に関する期限を計算する場合は、最先の優先日を入力してください。

最先の優先日

年(YYYY) 月(MM) 日(DD)

2021 11 10

変更後の優先日

2020 11 10

国際出願日

2021 11 10

計算 リセット

優先権の主張の補充又は追加の期限 (第 2 6 規則の 2)

2022年 3月 10日



概要 [印刷]

免責事項

PCT 国際出願の流れ
[PDF]

国内／広域段階移行期限

PCTに基づく留保
及び国内法令との不適合

閉庁日

優先権の主張に関する公表 (1)

- 無効とみなされた優先権の主張、又は規則26の2.2(c)が適用されるという理由のみで無効とはみなされなかった場合の優先権の主張に関する情報:
 - 該当する場合、国際事務局は、当該優先権の主張に関する情報を、出願人の提出した当該優先権の主張に関する情報とともに公表する (手数料不要) (規則26の2.2(d))

優先権の主張に関する公表 (2)

- 所定の期間の満了後に受理された優先権の主張の訂正及び追加:
 - 出願人は、以下を条件として、国際事務局に優先権の主張に関する情報を公表することを請求できる (規則26の2.2(e))
 - 優先日から30ヶ月以内
 - 手数料の支払い

国内段階における効果

- 指定官庁は、受理官庁により無効とみなされた優先権の主張を有効なものとして復活させることができる
- 第三者への注意事項：異なる指定国によって異なる優先日が適用する可能性がある
(規則26の2.2(d)、規則48.2(a)(ix))

優先権書類の提出 (規則17.1)

- 出願人は優先権の主張の基礎となる出願それぞれに対応した優先権書類 (すなわち、先の出願の認証謄本) を提出しなければならない
 - 受理官庁又は国際事務局に優先権書類を直接提出する (規則17.1(a)); 又は
 - 先の出願が受理官庁としての同官庁に出願されている場合には、受理官庁に対し、優先権書類を作成し国際事務局に送付するよう請求する (規則17.1(b))
 - 先の出願が優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) に参加している受理官庁に出願されている場合、国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から入手するよう請求する (規則17.1(b)の2))

DAS経由の優先権書類取得の請求

優先権主張

追加

種類 * 広域	▼	国際事務局 (IB) への優先権書類の提出方法 * <input type="radio"/> 受理官庁に対して、優先権書類を作成して国際事務局 (IB) へ送付するよう請求する <input type="radio"/> 出願人が提出する <input type="radio"/> 優先権書類 (発行官庁認証謄本) の電子形式による写しを添付する <input checked="" type="radio"/> 国際事務局に対して、優先権書類を電子図書館 (DAS) から取得するよう請求する
先の出願国/官庁 * EP - 欧州特許庁 (EPO)	▼	
出願日 *		DAS アクセスコード *
出願番号		<input type="checkbox"/> 受理官庁に対して、この先の出願についての優先権の回復を請求する
形式が "11009999.1" または "EP11009999" である必要があります		

取消

OK

優先権書類の提出期限 (規則17.1)

- 出願人が受理官庁に直接提出:
 - 優先日から16か月以内
- 出願人が国際事務局に直接提出:
 - 国際公開前まで
- 受理官庁に対し、優先権書類を作成し国際事務局に送付するよう請求:
 - 優先日から16か月以内
- DAS 経由で国際事務局に提出:
 - 優先権書類がDAS 経由で国際事務局の利用に供される状態であればならず、かつ、国際公開前に、国際事務局に対して優先権書類の取得を請求しなければならない

クイズの解答



質疑応答



PCT関連情報

■ PCT制度に関する一般的なご質問

□ PCTインフォメーションサービス (Infoline):

Tel: +41 22 338 83 38

E-mail: pct.infoline@wipo.int

■ ePCTに関するご質問

□ PCT電子サービス (eServices) ヘルプデスク:

Tel: +41 22 338 95 23

E-mail: pct.eservices@wipo.int

■ WIPOが発行するニュースレターの配信登録

<https://www.wipo.int/newsletters/ja>

ご清聴ありがとうございました



アンケートに
ご協力を
お願いいたします